○国土交通省告示第三百十二号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十三号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「二百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

三の表を次のように改める。

室	利用料の額	
	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午後零時三十分から午後四時三十分（十一月一日から二月末日までの期間においては、午後四時）まで
広間	四、三〇〇円	六、三〇〇円
次の間	三、一〇〇円	四、六〇〇円
大炉の間	一、七〇〇円	二、六〇〇円
小間	二、八〇〇円	四、一〇〇円
立札席	三、〇〇〇円	四、四〇〇円

四の表を次のように改める。

利用形態	利用料の額	
	三時間まで	三時間を超え七時間まで
展示場1	四、五〇〇円	一〇、七〇〇円
展示場2	二、七〇〇円	六、三〇〇円
展示場3	二、三〇〇円	五、五〇〇円

利用形態	利用料の額	
	七時間を超え十時間まで	十時間を超える場合
展示場1	一五、二〇〇円	一九、八〇〇円
展示場2	九、一〇〇円	一二、一〇〇円
展示場3	七、八〇〇円	一〇、二〇〇円

利用形態	利用料の額	
	七時間まで	七時間を超え十時間まで
展示場4	二、七〇〇円	六、四〇〇円
展示場5	三、九〇〇円	九、二〇〇円
展示場1から展示場5までの一括利用（付属展示場a、付属展示場b及び付属展示場cを含む）	二九、四〇〇円	六八、六〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場a及び付属展示場bを含む）	一四、四〇〇円	三三、七〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	一一、七〇〇円	二七、四〇〇円
展示場4から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	九、四〇〇円	二一、八〇〇円
講義室a	四、五〇〇円	一〇、七〇〇円
講義室b	六二〇円	一、五〇〇円
研修室	二、〇〇〇円	四、五〇〇円
屋外テラス1	一、五〇〇円	三、七〇〇円
屋外テラス2	八二〇円	二、〇〇〇円
屋外テラス3	七二〇円	一、九〇〇円

利用形態	利用料の額	
	七時間まで	七時間を超え十時間まで
展示場4	二、七〇〇円	六、四〇〇円
展示場5	三、九〇〇円	九、二〇〇円
展示場1から展示場5までの一括利用（付属展示場a、付属展示場b及び付属展示場cを含む）	二九、四〇〇円	六八、六〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場a及び付属展示場bを含む）	一四、四〇〇円	三三、七〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	一一、七〇〇円	二七、四〇〇円
展示場4から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	九、四〇〇円	二一、八〇〇円
講義室a	四、五〇〇円	一〇、七〇〇円
講義室b	六二〇円	一、五〇〇円
研修室	二、〇〇〇円	四、五〇〇円
屋外テラス1	一、五〇〇円	三、七〇〇円
屋外テラス2	八二〇円	二、〇〇〇円
屋外テラス3	七二〇円	一、九〇〇円

利用形態	利用料の額	
	七時間まで	七時間を超え十時間まで
展示場4	二、七〇〇円	六、四〇〇円
展示場5	三、九〇〇円	九、二〇〇円
展示場1から展示場5までの一括利用（付属展示場a、付属展示場b及び付属展示場cを含む）	二九、四〇〇円	六八、六〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場a及び付属展示場bを含む）	一四、四〇〇円	三三、七〇〇円
展示場3から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	一一、七〇〇円	二七、四〇〇円
展示場4から展示場5までの一括利用（付属展示場aを含む）	九、四〇〇円	二一、八〇〇円
講義室a	四、五〇〇円	一〇、七〇〇円
講義室b	六二〇円	一、五〇〇円
研修室	二、〇〇〇円	四、五〇〇円
屋外テラス1	一、五〇〇円	三、七〇〇円
屋外テラス2	八二〇円	二、〇〇〇円
屋外テラス3	七二〇円	一、九〇〇円

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十四号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を改正する告示

平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十五号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏